

岐阜県内市町村等の空き店舗支援制度一覧

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
岐阜市 【問合せ】 産業雇用課 058-214-2360 (直通)	◆岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業 ○対象者 商店街団体に加入し、商店街振興組合連合会 又は商店街振興組合から推薦を受けた者。 ○対象事業 空き店舗を活用して行う、小売業、サービス 業、飲食業等の商店街の活性化及びにぎわ いの創出につながる事業。	○補助率:1 年目 1/3 以内。 2 年目 1/4 以内。 3 年目 1/6 以内。 ○限度額:60 万円/年。 ○期 間:最長 3 年間。	初期費用(広告宣伝費、印刷 製本費、開店イベント費等) を補助。 ○補助率:1/2 以内。 ○限度額:100 万円。 ○期 間:最長 1 年間。	
	◆岐阜市中小企業融資制度 岐阜市中心市街地活性化基本計画(平成 30 年 3 月 23 日内閣総理大臣認定)の区域内にお いて、卸売業、小売業及びサービス業の店舗又 は事業所を新たに設置して事業を行うために岐 阜市中小企業融資制度資金を借り入れる場合。			○信用保証料を岐阜 市が補填。
大垣市 【問合せ】 商工観光課 0584-81-4111 内線 513	◆大垣市商工業振興事業補助金 1 中心市街地個店魅力アップ事業 中心市街地の個店等の通りに面した部分の改 装費(店舗外装の改装費、シースルーシャッター の設置費、シャッターアートに係るペンキ・ハ ケ等の材料費等)及び店舗内装(1階部分に限		○補助率:1/2 以内。 ○限度額:70 万円。	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	る)の改装費。			
	2 中心市街地リフレッシュサポート事業 中心市街地の過去 6 か月間補助対象となっていない空き店舗の1階に出店し、賑わいを創出できる商業施設等。	○補助率:1/2。 ○限度額:3万円/月。 ○期 間:最長1年。	○補助率:1/2 以内。 ○限度額:70万円。	
高山市 【問合せ】 (株)まちづくり飛騨高山 0577-57-8765 (直通)	◆中心市街地活性化事業補助金（空き店舗対策事業） ○対象者 居住地(法人の場合は本社所在地)が高山市内の方で、中心市街地において空き店舗を借り上げ、建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方。(申請者が建物所有者と同一若しくは親族又は雇用関係にあたる場合、申請者が過去に高山市の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がある場合等を除く。) ○対象店舗 高山市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の地区内の店舗のうち、本来の目的として概ね6月以上使用されなくなっているもので、市がその内容を確認したもの。(過去に高山市の空き店舗活用制度を利用した店	○補助率:1年目 1/2 以内。 2年目 1/3 以内。 3年目 1/6 以内。 ○限度額: 1年目 120万円/年。 2年目 80万円/年。 3年目 40万円/年。 ○期間:原則1年 最長3年。 ※補助金の算定の基礎となる賃借料は、月額 200 千円又は対象店舗面積(㎡)に1.5千円/㎡を乗じた額のいずれか低い金額が限度。	○対象事業 不特定多数の人に観覧させることを目的とした工房スペースの設置に必要な改修工事。高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づくまちづくりの方針に適合し、中心市街地の活性化につながる改修工事。 ○補助率:1/3 以内。 ○限度額:45万円。	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	舗、賃貸を目的として建設された店舗を除く。)			
多治見市 【問合せ】 産業観光課 0572-22-1252 (直通)	<p>◆中心市街地出店者家賃補助金</p> <p>○対象 中心市街地において新たに店舗又は事業所用として空き店舗を賃借し開業した者で、賃借を開始した日から通算して12月以上賃借した方。 (平成30年度をもって新規受付は終了。)</p> <p>※特例対象店舗 以下の特例対象区間の沿道にある空き店舗であって、当該建物の主要な出入口が区間に面している、飲食サービス、製造した食料品の販売、陶磁器及び陶磁器関連商品の小売業。 ※特例区域 ① 市道 212800 線の起点から終点までの区間。 ② 市道212805 線の起点から市道212800 線との交点までの区間。 ③ 県道 66 号多治見恵那線の起点から市道 010500 線との交点までの区間。 (平成30年度をもって新規受付は終了。)</p>	<p>○補助率:30%。 ○限度額:4.5万円/月。 ○期 間:最長36ヶ月。 (賃貸借契約月数)。</p> <p>※特例 ○補助率: 1年目 50%。 2年目 40%。 3年目 30%。 ○限度額:7.5万円/月。</p>		<p>家賃補助制度は平成30年度をもって新規受付は終了。 たじみビジネスプランコンテスト事業※に移行しました。</p> <p>※多治見市での出店者・創業者を募集する、多治見市主催で行われるコンテスト。グランプリ受賞者には300万円が贈呈される。(ただし、受賞の翌年度に出店・起業することが条件。)</p> <p>今年度の募集期間: 令和元年6月3日(月)～令和元年8月30日(金)</p> <p>詳細は多治見市ホームページを参照。</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
<p>関市</p> <p>【問合せ】 商工課 0575-22-3131 内線 1252</p>	<p>◆中心市街地活性化総合支援事業補助金</p> <p>○対象 中心市街地活性化団体又は事業者が、中心市街地の空き店舗を活用し、店舗及び事務所を設置及び運営する事業。</p> <p>○対象区域 本町1丁目 本町2丁目 本町3丁目 本町4丁目 本町5丁目 本町6丁目 本町7丁目 本町8丁目 栄町1丁目 千年町1丁目 大門町1丁目 大門町2丁目 大門町3丁目。</p>	<p>○補助率: 1～12月目 1/3 以内。 13～24月目 1/4 以内。 25～36月目 1/6 以内。</p> <p>○限度額:40万円。</p> <p>○期 間:原則1年間。(最長3年間。)</p>	<p>○補助率:1/4 以内。</p> <p>○限度額:100万円。</p> <p>○期間:入居時のみ。</p>	
<p>中津川市</p> <p>【問合せ】 商業振興課 0573-66-1111 内線 4266</p>	<p>◆中津川市元気都市づくり支援事業費補助金(空き店舗活用支援事業)</p> <p>○対象事業 市内において、空き店舗(住宅化した物件を含む)を店舗として活用するにあたり必要となる改修費(工事費、設計費等)及び改修と併せて設置する事業用備品購入費。</p> <p>○補助対象者 事業を営もうとする個人又は法人、その他の団体が空き店舗等を借り上げて出店する小売業、飲食サービス業、その他これらに類する事業で、商店街等活性化団体等から推薦を</p>		<p>○補助率:1/2 以内。</p> <p>○限度額:50万円。</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	受け、中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した中小事業者等。			
美濃市				※制度なし。
瑞浪市 【問合せ】 商工課 0572-68-2111 内線 468	<p>◆商店街活性化総合支援事業費補助金 (商店街空き店舗活用支援事業)</p> <p>○補助対象者 商業を営む中小企業者が主たる構成員である商店街振興組合、中小企業等協同組合、発展会及びこれに準ずる団体。</p> <p>○補助対象事業 商店街等が空き店舗を借り上げ、又は購入して、チャレンジショップ向けの貸店舗やインフォメーション施設・コミュニティ施設等として活用する事業。</p> <p>○補助対象経費 空き店舗賃借料。(補助期間を1年間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3年間に限度として延長することができる。) 空き店舗改修費及び改修と併せて設置する備品購入費。(休憩施設、カウンター、ショーケース等。)</p>	<p>○補助率: 補助対象経費の 1/2 以内。(国及び県の補助金等を特定財源とする補助事業で市長が必要と認めるものは 2/3 以内。)</p> <p>○限度額: 600 万円。</p>	<p>○補助率: 補助対象経費の 1/2 以内(国及び県の補助金等を特定財源とする補助事業で市長が必要と認めるものは 2/3 以内)</p> <p>○限度額:1,000 万円。</p>	※個店向け補助なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>◆瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金</p> <p>○補助対象者 市内において創業又は第二創業(既に事業を営んでいる者が、現在と異なる業種へ転換や進出をすること)をする者。</p> <p>○補助対象事業 金融機関等から創業又は第二創業に係る融資(創業資金融資)を受け、当該融資の額が、総事業費の 1/3 以上である事業。 ただし、雇用の拡大が見込まれない事業又は常時従事する者がいない事業は対象外。</p> <p>○補助対象経費 創業資金融資の対象となった設備資金で、創業又は第二創業をするうえで必要な設備等(店舗改修や備品購入等)に係る費用。</p>		<p>○補助率: 補助対象経費の 1/3 以内</p> <p>○限度: 500 万円。</p>	
<p>羽島市</p> <p>【問合せ】 商工観光課 058-392-1111 内線 2612</p>	<p>◆羽島市商店街空き店舗活用事業補助金</p> <p>1 中心市街地活性化団体が空き店舗等に子育て支援施設や高齢者向け休憩所等公益的な事業を行う事業者を入居させた場合</p> <p>○補助対象経費</p> <p>①店舗賃借料 (毎年度事業効果を検証しつつ、支援の継続が必要と認められる事業者については最長10年間まで支援。)</p> <p>②空き店舗改修費</p>	<p>1①対象経費の 1/3 以内。 上限100万円。 (ただし予算の範囲内。)</p> <p>2①対象経費の 1/3 以内。 上限100万円。 (ただし予算の範囲内。)</p>	<p>1②対象経費の 1/2 以内。 上限200万円。 (ただし予算の範囲内。)</p> <p>2②対象経費の 1/2 以内。 上限200万円。 (ただし予算の範囲内。)</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>(空き店舗入居時のみ。)</p> <p>2 空き店舗を借り上げ、又は購入して、チャレンジショップ向けの貸店舗やインフォメーション施設・コミュニティ施設等として活用する事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>①店舗賃借料 (毎年度事業効果を検証しつつ、支援の継続が必要と認められる事業者については最長3年間まで支援。)</p> <p>②空き店舗改修費 (空き店舗入居時のみ。)</p>			
<p>恵那市</p> <p>【問合せ】 商工課 0573-26-2111 内線395</p>	<p>◆商工振興補助金</p> <p>1 商店街空き店舗対策事業</p> <p>○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体。</p> <p>○対象事業</p> <p>① 改装費用 店舗・倉庫・駐車場の改装費用。(増築は除く。3年以上継続して事業を行う予定であること。)</p> <p>② 事前調査費用 経営に関する事前調査費用。(経営継続性調査。)</p>		<p>1 補助率 対象経費から他の補助金等を控除した額の1/2以内。</p> <p>2 補助率 対象経費から他の補助金等を控除した額の1/2以内。</p> <p>1 限度額 ① 限度額 30万円。</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	2 起業支援事業 ○対象 商店街組合、商工会議所、商工会又はこれらの団体が推薦する個人・団体。 ○対象事業 事業所・店舗等開設費用。		② 限度額 10 万円。 2 限度額 20 万円。 ※創業支援セミナーを受けた場合、限度額 40 万円。	
美濃加茂市 【問合せ】 産業振興課 0574-25-2111 内線 262	◆商店街空き店舗活用事業補助金 ○対象事業 空き店舗の土地又は建物の賃借料。(敷金、礼金その他これらに類するものを除く。) ○対象区域 東側 市道塚原河渡線。 西側 国道 41 号美濃加茂バイパス。 南側 木曾川 北側 JR 高山本線。 ※上記に囲まれる区域。	○補助率 1/2 以内。 ○限度額 120 万円/年。 ○期 間 12ヶ月以内。 ○その他 1 施設につき 1 回を限度。		
	◆小規模企業者事業所等整備補助金 ○対象者 市内の小規模企業者、市内で新たに創業される方。 ○対象事業 市内の事業所等の新築、増築、改築、修繕等を行う30万円以上の工事。 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者(美濃加茂市に住民登録のある		○補助率:1/2。 (新規創業は 2/3。) ○限度額:50 万円。 (新規創業は 100 万円。) ○同一事業者につき一回を限度。	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	個人)に依頼して行う工事。			
土岐市 【問合せ】 産業振興課 0572-54-1111 内線 322	<p>◆土岐市創業者家賃補助制度</p> <p>○対象者</p> <p>① 家賃補助 新たに店舗又は事業所用として建物を引き続き1年以上賃借した創業者で、次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <p>② 新たに店舗又は事業所用として建物を引き続き1年以上賃借した創業者で、次に掲げる要件を全て満たす者。</p> <p>○対象条件</p> <p>① 土岐市認定特定支援事業による支援を受けたことの証明に関する要綱に規定する証明書の発行を受け、創業した者。</p> <p>② ①の者に賃借した者。</p>	<p>①出店者家賃補助</p> <p>○補助率: 月額家賃の30%以内。</p> <p>○限度額:100万円/年。</p> <p>○期 間: 最長3年間。</p> <p>○その他: 共益費・管理費・駐車場費等は除く。</p> <p>②店舗賃貸借促進補助。</p> <p>○対象 土地・家屋を貸し付ける方。</p> <p>○補助内容 対象店舗の土地・家屋の固定資産税(都市計画税を含む)相当額の1/2以内。</p> <p>○期 間:最長3年間。 (新築の場合5年間。)</p>		
各務原市				※制度なし。
可児市				※制度なし。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
山口市				※制度なし。
瑞穂市 【問合せ】 総合政策課 058-327-4128 (直通)	<p>◆空き店舗活用事業</p> <p>○対象者</p> <p>①お住まいの自治体で市民税などの滞納がない方。</p> <p>②穂積駅周辺で、穂積駅利用者や駅周辺の居住者を対象に、買い物不便の解消やにぎわいの創出に寄与する事業として主催者が認める事業を行おうとする方。</p> <p>③穂積駅周辺のおおよそ半径300mの範囲内で、空き店舗等を活用して営業する予定の方。(賃貸物件で営業を行う場合は、賃貸契約を締結済みの方。)</p>		<p>下記費用を補助。</p> <p>① 空き店舗等の改修費用(内外装の改修、電気・ガス・水道などの整備費用など。)</p> <p>②開業にあたっての備品購入費用。</p> <p>※補助額については、要相談。</p>	<p>・左記の条件の全てに当てはまる方(個人・法人)を補助予定者として認定。</p> <p>・事前協議により、左記の要件に該当するか確認させて頂く予定。補助予定者認定申請をご提出いただく前に、主催者、事務局へお気軽にお問合せください。</p>
飛騨市 【問合せ】 商工課 0577-62-8901 (直通)	<p>◆飛騨市起業化促進補助金制度</p> <p>○対象者</p> <p>市内を拠点とし、新たに起業しようとする個人、中小企業者、NPO法人等で市税等の滞納がなく、市から起業化計画の認定を受けた方。(補助金の交付を受けた日から3年間は当該事業活動を行うと共に、その活動を第三者に譲渡又は転貸してはいけません。)</p> <p>※起業形態によって助成内容が異なる場合があります。</p>	<p>事業拠点となる店舗等の賃借料の1/3以内で24ヶ月間を補助。(年度における上限額は20万円で、複数年度にまたがる場合は合計で40万円が上限。)</p> <p>※住宅を兼ねる店舗の場合は補助率1/5を適用。</p>	<p>起業に必要な附帯経費及び直接経費を補助。(例:店舗改修費用。)</p> <p>※起業形態等により適用する補助率及び上限額が異なる。(補助率1/5～2/3以内、上限額100万円～150万円。)</p>	<p>起業形態、拠点場所によって適用する補助率や上限額が異なる場合がある。</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>◆飛騨市空き店舗等賃貸物件改修事業補助制度</p> <p>○対象者 現在営業していない店舗(または、近く営業しなくなる予定のもの)を所有し、当該空き店舗を賃貸物件として活用するために改修を行う者。</p>		<p>店舗の改修に必要な直接経費を補助。</p> <p>補助率 1/2。上限150万円。</p>	
本巣市				※制度なし。
郡上市	<p>◆郡上市空き店舗等活用事業補助金</p> <p>○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人その他の団体。</p> <p>○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市の商業環境の向上に資すると認められる事業。</p>	<p>○補助率 1/2 以内。</p> <p>○限度額 60万円/年。 限度額 5万円/月。</p> <p>○期 間 最長3年。</p> <p>※店舗併用住宅の場合は店舗及び住宅の延べ床面積に応じて賃借料を按分して算出する。</p>	<p>○補助率 1/2 以内。</p> <p>○限度額 100万円。 (ただし予算の範囲内。)</p> <p>※空き店舗等の改修に係る経費。(当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限り、建物及び備品の購入費は含まない。)</p>	
下呂市	<p>◆空き店舗等活用事業</p> <p>○対象者 市内の空き店舗及び空き家を活用して、事業を営もうとする個人又は法人その他の団体。</p> <p>○対象事業 小売業、飲食店及びサービス業等であり、市</p>	<p>○補助率 1/2 内。</p> <p>○限度額 36万円/年。 限度額 3万円/月。</p> <p>○期 間 1年。</p>	<p>○限度額 10万円。</p> <p>○対象経費 空き店舗等の改修に係る経費。(当該空き店舗等において行う事業に必要な</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	の商業環境の向上に資すると認められる事業。		範囲内のものに限る。)	
海津市				※制度なし。
岐南町	◆岐南町空き店舗対策事業補助金 ○対象者 ・町内の空き店舗を賃借して出店する個人または法人。 ・賃貸借契約締結後6か月以内であるもの ・岐南町商工会に加入しているもの。 ○対象店舗 町内で6か月以上利用されていない状態が継続している住居以外の物件。	○店舗の1月分の賃貸料。 ※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く。 ○限度額:2万円/月 ○期 間:2年 ※毎月の補助の交付額を縮減し、交付期間を60か月まで延伸することができる。 ※補助金の交付総額は48万円を限度とする。		
笠松町 【問合せ】 環境経済課 058-388-1114	◆笠松町空き店舗等活用創業支援事業補助金 ○対象者 ・事業を営んでいない、もしくは創業後5年以内の個人及び法人で、町内の空き店舗等を賃借し1日4時間以上かつ1週間のうち5日以上の営業時間で開業や会社の設立又は新規事業を行うもの。 ・産業競争力強化法第2条第25項に基づく特定創業支援事業による支援を受けたもの。 ・空き店舗の所有者と申請者が生計同一でな	○補助対象経費 店舗の1月分の賃借料。 ※敷金、礼金、共益費等家賃に付随する経費を除く。 ○助成金額 1月あたり補助対象経費の1/2以内。(上限額4万円/月)		平成29年4月1日施行。

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>く、また3親等以内の親族でないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前にこの補助金の交付を受けたことが無く、また国や県等から同様の補助金の交付を受けていないこと。 ・事業を営むにあたり必要な資格等を取得済みもしくは取得見込みであること。 ・笠松町商工会に加入しているもの。 ・町税等に滞納が無いもの。 ・性風俗特殊営業などの助成の対象とならない事業を行っていないこと。 ・事業を行うにあたり、法令及び条例等に違反していないこと。 <p>○対象店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に店舗、倉庫、工場、事務所として使用されていた施設で3ヶ月以上事業が行われていない状態の建物。 ・新築後3ヶ月以上経過しても使用されていない建物。 	<p>○助成期間 賃貸借契約開始月又は認定を受けた日の属する月のいずれか遅い月から最長12月。</p>		
養老町				※制度なし。
垂井町				※制度なし。
関ヶ原町				※制度なし。
神戸町				※制度なし。
輪之内町				※制度なし。
安八町				※制度なし。
揖斐川町	<p>◆揖斐川町新築事業所建設等奨励金</p> <p>○対象者</p>		<p>○奨励金の額</p> <p>①基本額:10万円</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>町内において、新築事業所を建築した者。</p> <p>○対象事業 専ら事業に供するために町内に新たに建築された建築物。(新築事業所)</p> <p>○相当の期間事業をする意思を持って、自己の所有(共有を含む。)する建物に事業所を定め、事業活動の実態があること。</p>		<p>②加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内建設業者と契約し新築する場合。 … 基本額+10万円 ・町内産材を使用し新築する場合。 … 基本額+10万円 ・用途地域指定区域内に新築する場合。 … 基本額+30万円 <p>○対象となる新築事業所1戸につき1回限りの交付。</p>	
大野町				※制度なし。
池田町				※制度なし。
北方町				※制度なし。
坂祝町				※制度なし。
富加町				※制度なし。
川辺町	<p>◆小規模企業者事業所等整備補助金</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で集客等を目的とした施設整備をする個人・小規模事業者。 ・風俗営業を営んでいない者。 ・日本標準産業分類に規定する中分類 93 政治・経済・文化団体及び中分類 94 宗教に該当しない事業を営む者。 ・フランチャイズチェーン及びレギュラーチェ 		<p>○補助率</p> <p>創業・重点事業: 工事 2/3 備品購入費 1/3。</p> <p>上記以外: 工事費 1/2 備品購入費 1/3。</p> <p>○限度額(備品購入費含む) 創業・重点事業:100万</p>	<p>※重点事業 次のいずれかの事業</p> <p>①町内で事業を営んでいる小規模事業者が飲食店、小売業(無店舗小売業を除く)、宿泊業又は娯楽業を開始す</p>

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
	<p>ーンに該当しない事業を営む者。 ・町税等に未納の徴収金がない者。</p> <p>○対象事業 町内の事業所等の新築、増築、改築、修繕等を行う30万円以上の工事で、かつ、町内に本社等により営業している法人や町内で事業を営む個人事業者(住民登録のある個人)に依頼して行うもの。 事業所等の改修工事に附帯して購入する備品で、10万円以上のもの</p>		<p>円。 上記以外:50万円。</p> <p>○補助金交付の制限 過去5年以内に補助金を交付された事業所等又はこれに関連する事業所等に対する施設整備でないもの。</p>	<p>るため、既存の事業所等以外に新たに施設整備をする場合。</p> <p>②町内で事業を営んでいない小規模事業者が新たに町内において事業を開始するための施設整備をする場合。</p>
七宗町	<p>◆七宗町創業支援事業補助金</p> <p>○対象町内で創業又は従業員の居住する寮を整備する小規模企業者。 ※同一事業者に対する補助金の総額は100万円を限度とする。</p>	<p>○事業所賃借支援事業 補助:1/2。(限度額 月額5万円。) 補助対象期間:創業の日から12ヶ月以内。</p>	<p>○事業所開設支援事業 補助率:1/2。(限度額100万円。) 補助対象期間 事業開始日から創業の日。</p> <p>○従業員用寮整備支援事業 補助額:当該固定資産税額 補助対象期間:従業員の入居があった年度から2年以内。</p>	
八百津町	<p>◆八百津町商店街空き店舗再生事業補助金</p> <p>○対象町内にある空き店舗を改修等して、新た</p>		<p>○建築改修費(内装工事・外</p>	

市町村名等	対 象	家賃助成	施設整備助成	備 考
【問合せ】 地域振興課 0574-43-2111 内線 2255	に出店し事業を始めようとする者に対して、改修費の一部を補助する。		装工事・給排水工事・電気工事)の2分の1を補助する。ただし、100万円を限度とし予算の範囲内で補助。 ○店舗部分を補助対象とし、改修費が50万円を超えるものを補助の対象とする。	
白川町 【問合せ】 企画課商工観光係 0574-72-1311	◆白川町創業支援事業補助金 ○対象者 町内で創業を目指す小規模企業者 ① 事業者開設支援 事業の創業に必要な、用地購入、店舗・事務所の建設及び改修、備品購入等に要する経費の 1/2。(限度額 1,000 千円。) ② 事業所賃貸支援 事業の創業に必要な、店舗・事務所の借りに要する経費の 1/2。(月額 3 万円を上限 1年間のみ。) ただし、三親等以内の賃貸費は対象としない。	○補助率 1/2 以内。 ○限度額 36 万円/年。 ○期 間 12 ヶ月以内。 ○その他 1回を限度。	○補助率 1/2 以内。 ○限度額 100 万円。 ○その他 1回を限度。	
東白川村				※制度なし。
御嵩町				※制度なし。
白川村				※制度なし。